議案第65号

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定の件

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。 令和3年6月提出

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

鹿児島県職員の特殊勤務手当に関する条例(昭和35年鹿児島県条例第34号)の一部を次のように改正する。

附則第2項中「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令(令和2年政令第11号)第1条に規定するもの」を「病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症」に改める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

(提案理由)

新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令の廃止に伴い, 所要の改正を しようとするものである。